

3 る図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。

第一項に規定する所管行政が必要と認める

本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

一 建築物工エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第八によ

第三条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消

法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交

法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）。次条において「令」という。）第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。）を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。
（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る。）を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。次号及び次条第一項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第四による通知書

法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。

法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等）

第五条 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それらに該当する各号に定めるものに、第一条第一項又は第二条第一項の計画書の副本及びその添付図書（非住宅部分に限る。）を添えて行わなければならぬ。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するもので、あると判定された場合 別記様式第七による適合判定通知書

り行うものとする。

四 前三項に規定する図書及び書類の交付について
　　では、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の交付によることができる。

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第六条 法第十二条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第一条第一項若しくは第二条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める書類の提出をもつて法第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

一 法第二十五条第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第十八条 条第一項の認定書の写し

二 法第三十五条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第二十二条 第六項の規定を適用する場合 第二十二条 第六項（第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定

(建築物の建築に関する届出に係る特例)	
第十三條の二	法第十九条第四項の国土交通省令で定めるものは、登録建築物エネルギー消費性能を有する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の評価に限る。次条第三項において単に「評価」という。)とする。
3	法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、第十二条第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他の図書を所管行政庁に提出しなければならない。
2	法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項の国土交通省令で定める日数は三日とする。
1	図書の種明示すべき事項
各階平面図	付近見取方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
立面図	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
断面図又は矩計図	壁の位置及び種類
床面積求積図	開口部の位置及び構造
用途別床面積表	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
建築物の高さ	用途別の床面積

外壁及び屋根の構造	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	各階の天井の高さ及び構造	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
軒の高さ並びに軒及びひさしの出	各階の天井の高さ及び構造	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	外壁及び屋根の構造
小屋裏の構造	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	各階の天井の高さ及び構造	外壁及び屋根の構造
規定期による変更の届出について適用する。	規定期による変更の届出について適用する。	規定期による変更の届出について適用する。	規定期による変更の届出について適用する。
第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項前段の規定による届出について準用する。	第十二条第三項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項後段の規定による変更の届出について適用する。	第十二条第四項の規定は、第三項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合について適用する。	第一条第二項の規定は、法第十九条第四項において読み替えて適用する同条第一項の規定による届出について準用する。
（建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例）	（建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例）	（建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例）	（建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例）
第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。	第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。	第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。	第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。
2 第十三条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。	2 第十三条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。	2 第十三条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。	2 第十三条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。
3 法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添え、これらを所管行政庁に提出しなければならない。 （立入検査の証明書）	3 法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添え、これらを所管行政庁に提出しなければならない。 （立入検査の証明書）	3 法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添え、これらを所管行政庁に提出しなければならない。 （立入検査の証明書）	3 法第二十条第二項の規定により通知をしようとする国等の機関の長は、評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項の規定にかかわらず、別記様式第二十四による届出書の正本及び副本に、それぞれ前条第三項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添え、これらを所管行政庁に提出しなければならない。 （立入検査の証明書）
第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。	第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。	第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。	第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

<p>2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。</p> <p>3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。</p>	<p>空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上方法 一層の向上方法 に資する建築設備</p>
<p>2 法第三十四条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 前項各号に掲げる機器のうち一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの</p> <p>二 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの</p> <p>(自他供給型熱源機器等の設置に関する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)</p>	<p>空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上方法 一層の向上方法 に資する建築設備</p>

2 法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 他の建築物に関する第二十三条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認められる図書

二 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するためには必要な導管の配置の状況を記載した図面

三 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十五条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

前項の通知は、別記様式第三十四による通知书に第二十三条第一項の申請書の副本（法第三十五条第五項の場合にあつては、第二十三条第三項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。
(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定期期間又は完了予定期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画

が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条 法第三十六条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書（法第三十四条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあっては、第二十四条の第三第二項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るもの添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十三条第一項の表中「法第三十五条第一項第一号」とあるのは、「法第三十六条第一項において準用する法第三十五条第一項第一号」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第二十八条 第二十五条の規定は、法第三十六条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と、「同条第四項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と、「同条第二項において準用する法第三十五条第四項」と、「同条第二項において準用する法第三十五条第四項」と、「別記様式第三十六」と、「法第三十五条第五項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と読み替えるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第二十九条 法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請）

第三十条 法第四十一条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定等（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請）

認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十七条による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一項の表の（い）項及び（ろ）項に掲すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかるわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知）

第二十九条 第二十五条の規定は、法第四十一条第二項第一項の認定をしてときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。前項の通知は、別記様式第三十八による通知書を前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

（表示等）

第三十一条 所管行政庁は、法第四十一条第二項で定めるものは、次に掲げるものとする。

1 広告

2 契約に係る書類

3 その他国土交通大臣が定めるもの

（立入検査の証明書）

第三十二条 法第四十一条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

1 広告

2 法第四十一条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものとする。

（立入検査の証明書）

第三十三条 法第四十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の申請）

第三十四条 法第四十四条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請

書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録の記載事項）

第三十五条 法第四十六条第二項第五号の国土交

通省令で定める事項は、次に掲げるものとす

る。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が

法人である場合は、役員の氏名

二 判定の業務を行う部門の専任の管理者の

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が

会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員（以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築物関連事業者（法第四十六条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合にあつては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。）を記載した書類

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（判定の業務以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十五条第三号から第六号ままで該当しない旨を誓約する書面

九 別記様式第四十二による判定の業務の計画

十 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第四十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 その他の参考となる事項を記載した書類

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による登録の更新）

第三十六条 法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（公示事項）

第三十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十七条第二項の規定により法第四十六条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更をしようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による登録の更新）

第三十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による登録の更新）

第三十九条 法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十九条第一項の規定により登録建築

物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部

を譲り受けた登録建築物エネルギー消費性能

判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本の相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本の相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本の相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本の相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十九条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九条第一項の規定により事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいづれかに該当する者であることとする。
一 次のイからニまでのいづれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第43条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者
イ 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合性判定資格検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に關して二年以上の実務の経験を有するもの
ロ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士
ハ 建築士法第一条第五項に規定する建築設備士
二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が定める者

第四十一条 前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務（以下「講習事務」）を行おうとする者の申請により行う。
一 前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 講習事務を開始しようとする年月日
四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 個人である場合においては、次に掲げる書類
1 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類
2 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号ニ並びに第四十三条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあっては、その旨を含む。）を記載した書類
二 法人である場合においては、次に掲げる書類
1 株主名簿又は社員名簿の写し
2 申請に係る意思の決定を証する書類
三 計算書類

第四十二条 次の各号のいづれかに該当する者が行う講習は、第四十条第一号の登録を受けられることができない。
一 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
二 第五十一条の規定により第四十条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前二号のいづれかに該当する者があるもの（登録の要件等）
第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

第四十四条 第四十一条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
一 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。
第四十五条 講習事務の実施に係る義務
一 登録年月日及び登録番号
二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法条各号のいづれにも該当しない者であることを誓約する書面
三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
四 講習事務を開始する年月日
第四十六条 第四十一条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
一 登録年月日及び登録番号
二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法条各号のいづれにも該当しない者であることを誓約する書面
三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
四 講習事務を開始する年月日
第四十七条 第四十一条第一号イから二までに該当する者であることを受講資格とすることについて準用する。
第四十八条 講習事務の実施に係る義務
一 登録適合性判定員講習は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。
二 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。
第四十九条 第四十一条第一号イから二までに該当する者として三年以上の実務の経験を有する者（以下「講義」）は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。
一 適合性判定員として三年以上の実務の経験を有する者
二 次のいづれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。
イ 適合性判定員として三年以上の実務の経験を有する者
ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいづれかに該当するものでないこと。
イ 第四十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
ロ 登録申請者の役員に占める登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が二分の一を超えてること。
ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が二分の一を超えてすること。
四 講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
五 講師は、講義の内容に關する受講者の質問に對し、講義中に適切に回答すること。
六 修了考査は、講義の終了後に行い、適合性判定員に必要な建築に關する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。
七 登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に必要な事項を公示すること。
八 不正な受講を防止するための措置を講じること。

九 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十 修了考査に合格した者に対し、別記様式第十五による修了証明書（第四十七条第八号並びに第五十三条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第四十六条 講習実施機関は、第四十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとすると、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十七条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所の所在地及び登録適合性判定員講習の実施場所に関する事項

三 登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項

四 登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項

五 登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項

六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

七 終了した登録適合性判定員講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十 財務諸表等（法第五十四条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第五十三条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二 講習事務に関する公正の確保に関する事項

十三 不正受講者の処分に関する事項

(講習事務の休廃止)

第四十八条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき

は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲

二 休止しようとする場合にあっては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十九条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

い。

二 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は贈り物の請求

二 前号の書面の原本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録（法第五十四条第三項に規定する電磁的記録をいふ。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したもののが閲覧又は贈り物の請求

一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求

二 当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機

三 機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

四 磁気ディスクをもつて調製するファイル

五 情報を記録したものを請求者に交付する方法

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

3

い。

(適合命令)

第五十条 国土交通大臣は、講習実施機関が第十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十一条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

一 他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

二 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十九条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

い。

二 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

三 休止しようとする場合にあっては、その期間

四 休止又は廃止の理由

(登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類)

第五十二条 国土交通大臣は、講習実施機関が次各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

3

講習実施機関は、第一項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しならない。

講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類

二 講義に用いた教材

三 終了した修了考査の問題及び答案用紙

四 修了証明書の写し

(報告の微収)

一 その旨を公示しなければならない。

二 第四十一条第一号の登録をしたとき。

三 第四十六条の規定による届出があったとき。

四 第四十八条の規定による届出があったとき。

五 第四十六条の規定による届出があったとき。

六 第四十八条の規定による届出があったとき。

七 第四十六条の規定による届出があったとき。

八 第四十六条の規定による届出があったとき。

九 第四十六条の規定による届出があったとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

一 登録適合性判定員講習の実施年月日

二 登録適合性判定員講習の実施場所

三 講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間

四 受講者の氏名、生年月日及び住所

五 登録適合性判定員講習を修了した者についての記載

六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

五 評価を実施した評価員の氏名	六 評価の結果	七 評価書の番号及びこれを交付した年月日	八 評価の業務に関する料金の額
四 評価の申請を受けた年月日	五 評価を実施した評価員の氏名	六 評価の結果	七 評価書の番号及びこれを交付した年月日
三 評価の申請に係る建築物の名称	二 評価の申請に係る建築物の名称	二 評価の申請に係る建築物の名称	一 評価の申請に係る建築物の名称
二 評価の申請に係る建築物の名称	一 評価の申請に係る建築物の名称	一 評価の申請に係る建築物の名称	二 評価の申請に係る建築物の名称
一 評価の申請に係る建築物の名称	一 評価の申請に係る建築物の名称	一 評価の申請に係る建築物の名称	一 評価の申請に係る建築物の名称

（評価の業務の休廃止の届出）	第七十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十九条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
（評価の業務の引継ぎ）	第七十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第六十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者）は、法第六十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならぬ。
一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。	一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
二 評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交換大臣に引き継ぐこと。	二 評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交換大臣に引き継ぐこと。
三 その他国土交通大臣が必要と認める事項	三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

（帳簿の保存）	（帳簿の保存）	（帳簿の保存）
（書類の保存）	（書類の保存）	（書類の保存）
（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。）
（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）
（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。	（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。	（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）
（再生可能エネルギー利用設備）	（再生可能エネルギー利用設備）	（再生可能エネルギー利用設備）
（第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置）	（第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置）	（第四章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置）
（法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備）	（法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備）	（法第六十七条の二第一項の国土交通省令で定める設備）
（一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備）	（一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備）	（一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備）
（二 可再生エネルギー利用設備）	（二 可再生エネルギー利用設備）	（二 可再生エネルギー利用設備）
（太陽光）	（太陽光）	（太陽光）
（風力）	（風力）	（風力）
（水力）	（水力）	（水力）
（地熱）	（地熱）	（地熱）

（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）	（法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務）
（再生可能エネルギー利用設備）	（再生可能エネルギー利用設備）	（再生可能エネルギー利用設備）
（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）	（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）	（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）
（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）	（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）	（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）
（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）	（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）	（二級建築士又は木造建築士の別及びその者の者）

【基礎情報】 ～登録する項目～	
【1. 基本情報】	
【イ. 長崎市ワガリガ】	
【ロ. 長崎】	
【ハ. 長崎県】	
【ジ. 日本国】	
【エ. 地理参考】	
【2. 時期】	
【イ. 年代】	() 建築年 () 世紀初 年
【ロ. 長崎】	
【ハ. 建築士・技術者名】 () 建築士事務所 () 知事登録番号	
【ジ. 所在地】	
【エ. 著者参考】	

【1. 前号】	
（第二版） 建築物等の所有者・使用者登録届出書 （隣接する二戸の間）二重の心事票	
【2. 建築物番号】	
【3. 施設番号】	
【4. 組・街区番号】	
【5. 建築物の位置】（地上）階（地下）階	
【6. 建築物の用途】□住居用建物 □複合住居用	
□店舗用建物 □事務用	
□倉庫用建物 □販売用	
□工場用建物 □施設用建物 □改修	
□研究用建物 □教育用	
□病院 □診療所	
□学校 □幼稚園	
□施設 □施設	
【7. 隣接する二戸の間の区分】	
地域	
【8. 工事着手予定期日】 年 月 日	
【9. 工事完了予定期日】 年 月 日	
【10. 前号】	

を図る研究

1. 住戸に係る事項
 - (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する諸問題
 - (2) 屋根は天井

【断熱材の施工法】 内断熱 外断熱 間面断熱
 外張断熱 内張断熱 内面断熱

【断熱性能】 ○熱貫流率($\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$) ○熱抵抗値($(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$)

【給油】給油設備()
效率()

(休憩)

④ この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くはか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。

① 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

① 建設主が法人の場合、【1. 建設主】の欄は代表となる建設主について記入し、別に建設主について記入して記入して記入してください。

② 【4. 建設主】の欄は、建設主が法人の場合、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、

建物主がマシンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のラグナを、「ロ」は団体の住所又は登記事務所を、「ア」は登記番号又は登記登録番号を示す。

は図面の各所に代理者の氏名を、「**○**」は図面の所在地を記入して下さい。

- ④【**2. 代理者**】の欄は、建設主からの委託を受けた場合に記入して下さい。
- ⑤【**2. 代理者**】及び【**3. 設計者**】の欄は、代理者又は設計者が建設事務所に属しているときは、その名称を書き、建設事務所に属していないときは、所在地はそれ専用欄又は設計者の所に記入して下さい。

⑤ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

④【4.確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名又は都道府県名又は指定認証検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名又は都道府県名又は指定認証検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申

該をした後に、連絡なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定認証機関の名称及び事務所の所在地を含む)を届けてください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

① 【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

② 【9. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)。

株式第十一（第七条第一項関係）（日本産業規格）

A列4番

様式第十一（第七条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
 (第一回)
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項(同法第15条第2項)の規定による
 特別通知書 年 月 日
 施管行政文部省は建築物エネルギー消費性能判定機関 総
 年 月 日
 通知者登録
 通知者名
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項(同法第15条第2項)の規定による
 特別通知書 年 月 日
 施管行政文部省は建築物エネルギー消費性能判定機関 総
 年 月 日
 (本欄に記入しないでください。)

交付額	通知料金標準 金額	決済額
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
送信料金	送信料金	

(注意)
 1. 第二回から第七回までとして別記様式第一の第二回から第七回までに記載すべき事項
 を記載した書類を添えてください。
 2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

株式第十二（第七条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

A列4番

様式第十二（第七条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
 (第一回)
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項(同法第15条第2項)の規定による
 特別通知書 年 月 日
 施管行政文部省は建築物エネルギー消費性能判定機関 総
 年 月 日
 通知者登録
 通知者名
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項(同法第15条第2項)の規定による
 特別通知書 年 月 日
 施管行政文部省は建築物エネルギー消費性能判定機関 総
 年 月 日
 (本欄に記入しないでください。)

交付額	通知料金標準 金額	決済額
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
送信料金	送信料金	

(注意)
 1. 第二回から第七回までとして別記様式第一の第二回から第七回までに記載すべき事項
 を記載した書類を添えてください。
 2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

株式第十三（第七条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

A列4番

様式第十三（第七条第三項関係）（日本産業規格A列4番）
 (第一回)
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項の規定による
 合併しない旨の通知書 年 月 日
 建築主 総 施管行政文部省
 下記の特徴(細部で皆に保てる部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等
 に関する法律第13条第4項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを述べ
 ます。
 1. 特徴登録日 年 月 日付 総
 2. 特徴登録
 3. 建築物に及ぶ部分の特徴
 (本欄に記入しないでください。)

(注意)この特徴 大切に保有しておいてください。

様式第十四（第七条第三項関係）（日本産業規格A列4番）
 (第一回)
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項の規定による
 合併しない旨の通知書 年 月 日
 建築主 総 施管行政文部省
 下記の特徴(細部で皆に保てる部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等
 に関する法律第13条第4項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合していないことを述べ
 ます。
 (記)

四

【問】「マーケティング」と云ふことは何ですか？

【答】「マーケティング」の意味は、商品を最も効率的かつ効果的に販売するための戦略や活動を指す言葉です。つまり、商品やサービスを適切な顧客層に届けるためのプロセスを指します。

【問】「マーケティング」の基礎となる「マーケティング学」とは何ですか？

【答】「マーケティング学」は、マーケティングの理論と実践を学ぶための分野で、主に以下の内容を扱っています。
・**マーケティングの歴史**：マーケティングがどのように発展してきましたか？
・**マーケティングの概念**：マーケティングの基本的な考え方や定義を理解します。
・**マーケティングの戦略**：商品やサービスをどう販売するかの戦略を立案します。
・**マーケティングの手法**：具体的なマーケティング手法（例如、セールス、マーケティング、PR等）を学びます。
・**マーケティングの実務**：実際のマーケティング現場でどのように運用されるかを理解します。

【問】「マーケティング」の基礎となる「マーケティング学」の「基礎一次マーケティング」、「基礎二次マーケティング」、「基礎三次マーケティング」については、何を学ぶのですか？

【答】「基礎一次マーケティング」では、マーケティングの基本概念や戦略を理解します。
「基礎二次マーケティング」では、マーケティング手法（例如、セールス、マーケティング、PR等）を学びます。
「基礎三次マーケティング」では、実際のマーケティング現場でどのように運用されるかを理解します。

【問】「マーケティング」の基礎となる「マーケティング学」の「基礎一次マーケティング」、「基礎二次マーケティング」、「基礎三次マーケティング」については、何を学ぶのですか？

【答】「基礎一次マーケティング」では、マーケティングの基本概念や戦略を理解します。
「基礎二次マーケティング」では、マーケティング手法（例如、セールス、マーケティング、PR等）を学びます。
「基礎三次マーケティング」では、実際のマーケティング現場でどのように運用されるかを理解します。

【問】「マーケティング」の基礎となる「マーケティング学」の「基礎一次マーケティング」、「基礎二次マーケティング」、「基礎三次マーケティング」については、何を学ぶのですか？

【答】「基礎一次マーケティング」では、マーケティングの基本概念や戦略を理解します。
「基礎二次マーケティング」では、マーケティング手法（例如、セールス、マーケティング、PR等）を学びます。
「基礎三次マーケティング」では、実際のマーケティング現場でどのように運用されるかを理解します。

【問】「マーケティング」の基礎となる「マーケティング学」の「基礎一次マーケティング」、「基礎二次マーケティング」、「基礎三次マーケティング」については、何を学ぶのですか？

【答】「基礎一次マーケティング」では、マーケティングの基本概念や戦略を理解します。
「基礎二次マーケティング」では、マーケティング手法（例如、セールス、マーケティング、PR等）を学びます。
「基礎三次マーケティング」では、実際のマーケティング現場でどのように運用されるかを理解します。

様式第二十三（第十二条第三項及び附則第一条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

③ ①欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、②欄に記入し、又は④欄に記入して記入してください。

様式第二十三(第十二条第三項及び附則第一条第一項関係) (日本産業規格A列4番)
(第一編)

年 月 日

所管行政庁 総

提出者の氏名又は

主たる登録地の所在地

登録番号、氏名又は住所

代理者の氏名又は

代理者登録番号

建物物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第4項の規定による届出

第2項の登録申請書類の規定による登録

□既存の各新規開設の規定により登録する同条第1項後段の規定による届出

□既存の新規開設後の他の規定による登録

□既存の新規開設後の他の規定による登録する同条第2項第4項の規定による届出

【交付手引】 第 年 月 日

【通知】 第 年 月 日

【変更登録の届出】

(本欄は記入しないでください。)

登録番号	別冊欄	登録番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号		

(注記)

1. 第二面から最終までとして別紙様式第二十二の裏面から最終までに記載すべき事項を記載した部を添えてください。

2. 別紙様式第二十二の表記に記入してください。

様式第二十四（第十四条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

様式第二十四(第十四条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格A列4番)
(第一編)

年 月 日

所管行政庁 総

提出者の氏名又は

主たる登録地の所在地

登録番号、氏名又は住所

代理者の氏名又は

代理者登録番号

建物物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第2項第2項後段又は同法附則第3条

既存の新規開設の規定により登録する旨を記入します。

【登記の件】

□既存の各新規開設の規定による登録

□既存の新規開設後の他の規定による登録

□既存の新規開設後の他の規定による登録する同条第2項第4項の規定による届出

【交付手引】 第 年 月 日

【通知】 第 年 月 日

【変更登録の届出】

(本欄は記入しないでください。)

登録番号	別冊欄	登録番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号		

(注記)

1. 第二面から最終までとして別紙様式第二十二の裏面から最終までに記載すべき

事項を記載した部を添えてください。

2. 別紙様式第二十二の表記に記入してください。

様式第二十五（第十四条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

様式第二十五(第十四条第一項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格A列4番)
(第一編)

年 月 日

所管行政庁 総

提出者の氏名又は

主たる登録地の所在地

登録番号、氏名又は住所

代理者の氏名又は

代理者登録番号

建物物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第2項第2項後段又は同法附則第3条

既存の新規開設の規定により登録する旨を記入します。

【登記の件】

□既存の各新規開設の規定による登録

□既存の新規開設後の他の規定による登録

□既存の新規開設後の他の規定による登録する同条第2項第4項の規定による届出

【交付手引】 第 年 月 日

【通知】 第 年 月 日

【変更登録の届出】

(本欄は記入しないでください。)

登録番号	別冊欄	登録番号欄
年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録番号		

(注記)

1. 第二面から最終までとして別紙様式第二十二の裏面から最終までに記載すべき

事項を記載した部を添えてください。

2. 別紙様式第二十二の表記に記入してください。

様式第一十六（第十五条及び附則第二条第六項関係）（日本産業規格A列7番）

樣式第
一
列 4 番

一十七（第十六條關係）

規格 A 列 4 番) 様式第二十八(第十八条第一項関係)(日本産業

様式第二十九（第十八条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

様式第二十七(第六条各項)(日本電規格A4番類)
郵便の構造又は便用に用いる建物の規定の記述年月日
國土交通大臣 簾
申請者の住所又は
主たる請求者の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
建築物の外観等、運営性能の上に特に優れたものと評定基準による得点数によつて得点の
数又は得点をもつて、郵便の構造又は便用に用いる建物の規定の記述の内容を申請しました。
の申請番号
郵便の構造又は便用に用いる建物の規定の記述を以下に示します。

様式第二十八(第十八条第一項関係)(日本運送規約4号例)	
特種の構造又は設備を有する建物の認定書	
	第 年 月 日
申請者	國土交通大臣
下記の特種の構造又は設備を有する建物について、建築物のエネルギー消費性能に 係る基準並びに省エネルギー基準に適合するものと認定する。この認定は、同建 築物と同場所以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。	

株式第三十一(第十九条関係)（日本産業規格A列）
評価申請書

年月日

申請者名又は
登録建築物エキスパート-消費性別評価機関 略
申請者の住所又は
登録建築物の所在地
登録建築物の名称又は登録
登録建築物のエキスパート-消費性別評価機関の上等に関する法律及び各制度の規定による評価を受
けたもので、次のとおり記載します。この申請書及び添付資料に記載の事項は、実際と相
違いありません。
記

1. 評価を受けようとする建物の構造又は設備を用いる建築物の所在地

2. 特徴の概要又は特徴を有する建築物の内容

3. 備考

(注) 1. 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。
2. 国交省大臣に申請する場合は、この申請書及び添付資料の前に相手する取扱印紙(消
印)をしていかなければなりません。お察し下さい。

株式第三十一(第十九条関係)（日本産業規格A列）
特徴の概要又は特徴を用いる建築物のエキスパート-消費性別評価機関

年月日

申請者 略
申請者の住所又は
登録建築物の所在地
申請者の名称又は登録
先の申請のあつた建物の構造又は設備を用いる建築物のエキスパート-消費性別評価機関の評
価の結果については、下記のとおりあらかじめ記載する。
記

1. 特徴の概要又は特徴を用いる建築物の名称及び所在地

2. 当該特徴の構造又は設備を用いる建築物の内容

3. 評価の内容

(1) 評価員の氏名

(2) 評価の結果

4. 備考

(注) 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

株式第三十三(第二十二条第一項関係)（日本産業規格A列）
評定申請書

年月日

高官行政令 稿
申請者名又は登録建築物の名称
申請者の住所又は登録
代 表者の氏名

建築物のエキスパート-消費性別評価機関の上等に関する法律及び各制度の規定による評定を受
けたもので、次のとおり記載します。この申請書及び添付資料に記載の事項は、実際と相
違いありません。
記

【特徴の概要又は特徴】

□登録建築物の特徴(建築物のエキスパート-消費性別評価機関の上等に関する法律及び各制度の規定による評定を受
けたもので、登録建築物のエキスパート-消費性別評価機関の上等に関する法律及び各制度の規定による評定を受
けたもので、登録建築物の特徴)

□合計登録建築物の特徴

□合計登録建築物の特徴

(本欄には記入しないで下さい。)

受付欄	届出番号欄	次回欄
年月日	年月日	年月日
届出番号	届出番号	届出番号

(第二回)

【1. 既存の建物】
【2. 新築の建物】
【3. 既存の建物】
【4. 新築の建物】
【5. 既存の建物】
【6. 新築の建物】
【7. 既存の建物】
【8. 新築の建物】
【9. 既存の建物】
【10. 新築の建物】
【11. 既存の建物】
【12. 新築の建物】
【13. 既存の建物】
【14. 新築の建物】
【15. 既存の建物】
【16. 新築の建物】
【17. 既存の建物】
【18. 新築の建物】
【19. 既存の建物】
【20. 新築の建物】
【21. 既存の建物】
【22. 新築の建物】
【23. 既存の建物】
【24. 新築の建物】
【25. 既存の建物】
【26. 新築の建物】
【27. 既存の建物】
【28. 新築の建物】
【29. 既存の建物】
【30. 新築の建物】
【31. 既存の建物】
【32. 新築の建物】
【33. 既存の建物】
【34. 新築の建物】
【35. 既存の建物】
【36. 新築の建物】
【37. 既存の建物】
【38. 新築の建物】
【39. 既存の建物】
【40. 新築の建物】
【41. 既存の建物】
【42. 新築の建物】
【43. 既存の建物】
【44. 新築の建物】
【45. 既存の建物】
【46. 新築の建物】
【47. 既存の建物】
【48. 新築の建物】
【49. 既存の建物】
【50. 新築の建物】
【51. 既存の建物】
【52. 新築の建物】
【53. 既存の建物】
【54. 新築の建物】
【55. 既存の建物】
【56. 新築の建物】
【57. 既存の建物】
【58. 新築の建物】
【59. 既存の建物】
【60. 新築の建物】
【61. 既存の建物】
【62. 新築の建物】
【63. 既存の建物】
【64. 新築の建物】
【65. 既存の建物】
【66. 新築の建物】
【67. 既存の建物】
【68. 新築の建物】
【69. 既存の建物】
【70. 新築の建物】
【71. 既存の建物】
【72. 新築の建物】
【73. 既存の建物】
【74. 新築の建物】
【75. 既存の建物】
【76. 新築の建物】
【77. 既存の建物】
【78. 新築の建物】
【79. 既存の建物】
【80. 新築の建物】
【81. 既存の建物】
【82. 新築の建物】
【83. 既存の建物】
【84. 新築の建物】
【85. 既存の建物】
【86. 新築の建物】
【87. 既存の建物】
【88. 新築の建物】
【89. 既存の建物】
【90. 新築の建物】
【91. 既存の建物】
【92. 新築の建物】
【93. 既存の建物】
【94. 新築の建物】
【95. 既存の建物】
【96. 新築の建物】
【97. 既存の建物】
【98. 新築の建物】
【99. 既存の建物】
【100. 新築の建物】
【101. 既存の建物】
【102. 新築の建物】
【103. 既存の建物】
【104. 新築の建物】
【105. 既存の建物】
【106. 新築の建物】
【107. 既存の建物】
【108. 新築の建物】
【109. 既存の建物】
【110. 新築の建物】
【111. 既存の建物】
【112. 新築の建物】
【113. 既存の建物】
【114. 新築の建物】
【115. 既存の建物】
【116. 新築の建物】
【117. 既存の建物】
【118. 新築の建物】
【119. 既存の建物】
【120. 新築の建物】
【121. 既存の建物】
【122. 新築の建物】
【123. 既存の建物】
【124. 新築の建物】
【125. 既存の建物】
【126. 新築の建物】
【127. 既存の建物】
【128. 新築の建物】
【129. 既存の建物】
【130. 新築の建物】
【131. 既存の建物】
【132. 新築の建物】
【133. 既存の建物】
【134. 新築の建物】
【135. 既存の建物】
【136. 新築の建物】
【137. 既存の建物】
【138. 新築の建物】
【139. 既存の建物】
【140. 新築の建物】
【141. 既存の建物】
【142. 新築の建物】
【143. 既存の建物】
【144. 新築の建物】
【145. 既存の建物】
【146. 新築の建物】
【147. 既存の建物】
【148. 新築の建物】
【149. 既存の建物】
【150. 新築の建物】
【151. 既存の建物】
【152. 新築の建物】
【153. 既存の建物】
【154. 新築の建物】
【155. 既存の建物】
【156. 新築の建物】
【157. 既存の建物】
【158. 新築の建物】
【159. 既存の建物】
【160. 新築の建物】
【161. 既存の建物】
【162. 新築の建物】
【163. 既存の建物】
【164. 新築の建物】
【165. 既存の建物】
【166. 新築の建物】
【167. 既存の建物】
【168. 新築の建物】
【169. 既存の建物】
【170. 新築の建物】
【171. 既存の建物】
【172. 新築の建物】
【173. 既存の建物】
【174. 新築の建物】
【175. 既存の建物】
【176. 新築の建物】
【177. 既存の建物】
【178. 新築の建物】
【179. 既存の建物】
【180. 新築の建物】
【181. 既存の建物】
【182. 新築の建物】
【183. 既存の建物】
【184. 新築の建物】
【185. 既存の建物】
【186. 新築の建物】
【187. 既存の建物】
【188. 新築の建物】
【189. 既存の建物】
【190. 新築の建物】
【191. 既存の建物】
【192. 新築の建物】
【193. 既存の建物】
【194. 新築の建物】
【195. 既存の建物】
【196. 新築の建物】
【197. 既存の建物】
【198. 新築の建物】
【199. 既存の建物】
【200. 新築の建物】
【201. 既存の建物】
【202. 新築の建物】
【203. 既存の建物】
【204. 新築の建物】
【205. 既存の建物】
【206. 新築の建物】
【207. 既存の建物】
【208. 新築の建物】
【209. 既存の建物】
【210. 新築の建物】
【211. 既存の建物】
【212. 新築の建物】
【213. 既存の建物】
【214. 新築の建物】
【215. 既存の建物】
【216. 新築の建物】
【217. 既存の建物】
【218. 新築の建物】
【219. 既存の建物】
【220. 新築の建物】
【221. 既存の建物】
【222. 新築の建物】
【223. 既存の建物】
【224. 新築の建物】
【225. 既存の建物】
【226. 新築の建物】
【227. 既存の建物】
【228. 新築の建物】
【229. 既存の建物】
【230. 新築の建物】
【231. 既存の建物】
【232. 新築の建物】
【233. 既存の建物】
【234. 新築の建物】
【235. 既存の建物】
【236. 新築の建物】
【237. 既存の建物】
【238. 新築の建物】
【239. 既存の建物】
【240. 新築の建物】
【241. 既存の建物】
【242. 新築の建物】
【243. 既存の建物】
【244. 新築の建物】
【245. 既存の建物】
【246. 新築の建物】
【247. 既存の建物】
【248. 新築の建物】
【249. 既存の建物】
【250. 新築の建物】
【251. 既存の建物】
【252. 新築の建物】
【253. 既存の建物】
【254. 新築の建物】
【255. 既存の建物】
【256. 新築の建物】
【257. 既存の建物】
【258. 新築の建物】
【259. 既存の建物】
【260. 新築の建物】
【261. 既存の建物】
【262. 新築の建物】
【263. 既存の建物】
【264. 新築の建物】
【265. 既存の建物】
【266. 新築の建物】
【267. 既存の建物】
【268. 新築の建物】
【269. 既存の建物】
【270. 新築の建物】
【271. 既存の建物】
【272. 新築の建物】
【273. 既存の建物】
【274. 新築の建物】
【275. 既存の建物】
【276. 新築の建物】
【277. 既存の建物】
【278. 新築の建物】
【279. 既存の建物】
【280. 新築の建物】
【281. 既存の建物】
【282. 新築の建物】
【283. 既存の建物】
【284. 新築の建物】
【285. 既存の建物】
【286. 新築の建物】
【287. 既存の建物】
【288. 新築の建物】
【289. 既存の建物】
【290. 新築の建物】
【291. 既存の建物】
【292. 新築の建物】
【293. 既存の建物】
【294. 新築の建物】
【295. 既存の建物】
【296. 新築の建物】
【297. 既存の建物】
【298. 新築の建物】
【299. 既存の建物】
【300. 新築の建物】
【301. 既存の建物】
【302. 新築の建物】
【303. 既存の建物】
【304. 新築の建物】
【305. 既存の建物】
【306. 新築の建物】
【307. 既存の建物】
【308. 新築の建物】
【309. 既存の建物】
【310. 新築の建物】
【311. 既存の建物】
【312. 新築の建物】
【313. 既存の建物】
【314. 新築の建物】
【315. 既存の建物】
【316. 新築の建物】
【317. 既存の建物】
【318. 新築の建物】
【319. 既存の建物】
【320. 新築の建物】
【321. 既存の建物】
【322. 新築の建物】
【323. 既存の建物】
【324. 新築の建物】
【325. 既存の建物】
【326. 新築の建物】
【327. 既存の建物】
【328. 新築の建物】
【329. 既存の建物】
【330. 新築の建物】
【331. 既存の建物】
【332. 新築の建物】
【333. 既存の建物】
【334. 新築の建物】
【335. 既存の建物】
【336. 新築の建物】
【337. 既存の建物】
【338. 新築の建物】
【339. 既存の建物】
【340. 新築の建物】
【341. 既存の建物】
【342. 新築の建物】
【343. 既存の建物】
【344. 新築の建物】
【345. 既存の建物】
【346. 新築の建物】
【347. 既存の建物】
【348. 新築の建物】
【349. 既存の建物】
【350. 新築の建物】
【351. 既存の建物】
【352. 新築の建物】
【353. 既存の建物】
【354. 新築の建物】
【355. 既存の建物】
【356. 新築の建物】
【357. 既存の建物】
【358. 新築の建物】
【359. 既存の建物】
【360. 新築の建物】
【361. 既存の建物】
【362. 新築の建物】
【363. 既存の建物】
【364. 新築の建物】
【365. 既存の建物】
【366. 新築の建物】
【367. 既存の建物】
【368. 新築の建物】
【369. 既存の建物】
【370. 新築の建物】
【371. 既存の建物】
【372. 新築の建物】
【373. 既存の建物】
【374. 新築の建物】
【375. 既存の建物】
【376. 新築の建物】
【377. 既存の建物】
【378. 新築の建物】
【379. 既存の建物】
【380. 新築の建物】
【381. 既存の建物】
【382. 新築の建物】
【383. 既存の建物】
【384. 新築の建物】
【385. 既存の建物】
【386. 新築の建物】
【387. 既存の建物】
【388. 新築の建物】
【389. 既存の建物】
【390. 新築の建物】
【391. 既存の建物】
【392. 新築の建物】
【393. 既存の建物】
【394. 新築の建物】
【395. 既存の建物】
【396. 新築の建物】
【397. 既存の建物】
【398. 新築の建物】
【399. 既存の建物】
【400. 新築の建物】
【401. 既存の建物】
【402. 新築の建物】
【403. 既存の建物】
【404. 新築の建物】
【405. 既存の建物】
【406. 新築の建物】
【407. 既存の建物】
【408. 新築の建物】
【409. 既存の建物】
【410. 新築の建物】
【411. 既存の建物】
【412. 新築の建物】
【413. 既存の建物】
【414. 新築の建物】
【415. 既存の建物】
【416. 新築の建物】
【417. 既存の建物】
【418. 新築の建物】

□ 令和元年令第10号(平成29年)の(2)基準

□ 土地を活用するための方針及びの結果

□ 令和元年改正基準合規性評定に規定する基準、改変又は評価等とする部分の基準

(一)スケマーチューム(以下同じに限る)

□ 令和元年令第10号(平成29年)の(2)基準(以下同じに限る)

■ 地域基準第一・第二・第三・第四・第五の区分(口頭等) GJ/年等

■ 地域基準第一・第二・第三・第四・第五の区分(口頭等) GJ/年等

■ 地域基準第一・第二・第三・第四・第五の区分(口頭等) GJ/年等

■ 地域基準第一・第二・第三・第四・第五の区分(口頭等) GJ/年等

□ 地域基準(以下同じに限る)

□ 土地を活用するための方針及びの結果

□ 令和元年改正基準合規性評定に規定する基準、改変又は評価等とする部分の基準

[△] 基本農地の耕種実績による基準

(内訳) 耕種実績による(作物の生長の段階に応じて)

□ 土地を活用するための方針及びの結果

■ 地域基準第一・第二・第三・第四・第五の区分(口頭等) GJ/年等

□ 土地を活用するための方針及びの結果

□ 令和元年改正基準合規性評定に規定する基準、改変又は評価等とする部分の基準

[△] 基本農地の耕種実績による基準

(内訳) 耕種実績による(作物の生長の段階に応じて)

□ 土地を活用するための方針及びの結果

■ 地域基準第一・第二・第三・第四・第五の区分(口頭等) GJ/年等

□ 土地を活用するための方針及びの結果

□ 令和元年改正基準合規性評定に規定する基準、改変又は評価等とする部分の基準

基準区分(会員登録時に選択した取扱いの区分)□会員□会社	
通常販売一次エネルギー消費量 CJ/年	
調査対象一次エネルギー消費量 GJ/年	
調査対象()	
□(会員登録の基準)	
【10. 建物の特徴】	
通常各部屋の床面積に相当する床面積 □有 □無	
【11. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を越える部分】	
【12. 標号】	

【1】付近見取図
【2】配慮図

外貨の取扱費用	$\text{Y} / (\text{g}^{\circ} \cdot \text{K})$	$\text{Y} / (\text{g}^{\circ} \cdot \text{K})$
高価な外貨の取扱費用		(基礎価)
日本通運(改)改正基準(1)の基礎		(基礎価)
日本通運(改)改正基準(2)の基礎		(基礎価)
日本通運(改)改正基準(3)の基礎		(基礎価)
□ 保証料や改正基準を原則別に4段階で規定する増額、改収又は改修等を示す部分の基準		
(一)ヨーロッパ・米国・オーストラリアの標準		
□ 基準合算第10項第10号(1)の基礎		
誤送料第一次・第二次・第三次	61/年	
誤送料第一次・第二次・第三次	61/年	
誤送料(2)	61/年	
□ 基準合算第10項第10号(2)の基礎		
□ 土地運送改正基準の基礎		
□ 土地運送改正基準の基礎		
□ 保証料や改正基準を原則別に4段階で規定する増額、改収又は改修等を示す部分の基準		

これは、スミス-エガードの「性別二相説」の上のもので、生物学的性別は、生物学的性別をもつた人間の性別である。生物学的性別は、性別行動や性別行動に対する外的反応によって生物学的性別として規定される。生物学的性別は、生物学的性別をもつた人間の性別である。生物学的性別は、生物学的性別をもつた人間の性別である。

- 基本者会員1条第1項第2号(1)の基準
基準=次エタノギー消費量
GJ/年
設定期=次エタノギー消費量
GJ/年
ECO=
- 基本者会員1条第1項第2号(2)の基準
ECO=
- 基準者会員1条第1項第2号(3)の基準
- 国土交通大臣認める方針及びその結果
()

【日射遮蔽性能】

- 開口部の日射熱取得率(日射熱取得率)
- ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率)
- 付属部材

（1）【就寝する場所の選択】「就寝の場所」は、基準者と被験者の就寝する場所の内、何がどのくらい多いですか？ 下記に、

（2）【就寝する場所の選択の傾向】（基準者）は、就寝する場所の内、何がどのくらい多いですか？ 下記に、

（3）【就寝する場所の選択の傾向】（被験者）は、就寝する場所の内、何がどのくらい多いですか？ 下記に、

（4）【就寝する場所の選択の傾向】（基準者）は、就寝する場所の内、何がどのくらい多いですか？ 下記に、

（5）【就寝する場所の選択の傾向】（被験者）は、就寝する場所の内、何がどのくらい多いですか？ 下記に、

（6）【外宿】宿泊先を、この問題の範囲に含む事項として、次へお読みください。宿泊先をチェックマーク（□）で、入力して下さい。また、記入して下さい。

（7）【外宿実施頻度】次の「就寝する場所の選択」について、どれだけの頻度で外宿を行なうかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（8）【「最近1ヶ月間」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（9）【「毎日」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（10）【「毎週」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（11）【「毎月」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（12）【「毎年」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（13）【「数回」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（14）【「ほとんどない」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（15）【「一度も」】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（16）【外宿の特徴】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（17）【外宿の特徴】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（18）【外宿の特徴】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

（19）【外宿の特徴】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

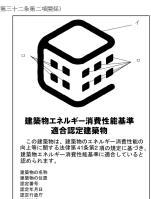
（20）【外宿の特徴】過去1ヶ月間で、就寝する場所の選択で「基準者」と「被験者」のどちらがどの程度の頻度で外宿を行なっているかを、下記の選択肢の中から最も近いものに記入して下さい。

た値)を、「結済」ではモード熱効率、年間潜温保険率又は年間潜温効率をそれぞれ記載してください。ただし、宿泊室、台所及び洗面所がない場合は、「結済」の欄は記入する必要はありません。

1欄に書ききれない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

株式第三十九（第三十二条第二項関係）（日本産）

様式第三十八(第三十一条第二項関係)(日本通航規則4号令)						
登録建築物エヌガーナ消費性税に係る認定通知書						
認定番号		年月日		号		
認定年月日		年		月	日	
規	所轄府行司					用
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第4条第1項の規定により申請された建築物について、同条第一項の規定に基づき認定したので御知悉します。						
1. 申請年月日						
2. 申請者の住所						



(2) 基準令会則第3条は第4条の適用を受けない場合
次に掲げる基準令の区分に応じて、それそれぞれに定めるとところにより記載すること。
一、一次エネルギー消費量基準(新規基準)適合
二、一次エネルギー消費量基準(既存基準)適合
ロ 住宅基準令第3条第2項の区分をいう。) 一次エネルギー消費量基準
(既存基準)適合
ハ、等の消費量が(既存基準)適合の場合は(既存基準)適合。
一、等の消費量が(既存基準)適合の場合は(既存基準)適合。
一次エネルギー消費量基準(新規基準)適合、外改基準(住宅部分)適合

様式第四十(第三十三条関係)(日本産業規格A用印)

年	月	日	申請者名	申請者氏名	申請者住所
---	---	---	------	-------	-------

申請物のエネルギー消費性能(例:例)に関する法律第43条第3項において適用する用語

「建築物の区分」に上る
立入検査証
(開行者印)

様式第四十一(第三十四条関係)(日本産業規格A用印)

年	月	日	申請者名	申請者氏名	申請者住所
---	---	---	------	-------	-------

申請物のエネルギー消費性能(例:例)に関する法律第43条第3項において適用する用語

「建築物の区分」に上る
立入検査証
(開行者印)

様式第四十一(第三十四条関係)(日本産業規格A用印)

年	月	日	申請者名	申請者氏名	申請者住所
---	---	---	------	-------	-------

申請物のエネルギー消費性能(例:例)に関する法律第43条第3項において適用する用語

「建築物の区分」に上る
立入検査証
(開行者印)

様式第四十二(第三十四条第九号関係)(日本産業規格A用印)

年	月	日	申請者名	申請者氏名	申請者住所
---	---	---	------	-------	-------

申請物のエネルギー消費性能(例:例)に関する法律第43条第3項において適用する用語

「建築物の区分」に上る
立入検査証
(開行者印)

様式第四十二(第三十四条第九号関係)(日本産業規格A用印)

年	月	日	申請者名	申請者氏名	申請者住所
---	---	---	------	-------	-------

申請物のエネルギー消費性能(例:例)に関する法律第43条第3項において適用する用語

「建築物の区分」に上る
立入検査証
(開行者印)

株式第四十三（第三十七条関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第十四（第三十七条関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別判定範囲変更届出書
年 月 日

国土交通大臣 総務省
提出者の住所
提出者の氏名又は本名
代表者の氏名

下記のとおり、
(1) 共同所有者又は複数の登記者間に法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 別の登記者を行なう事務所の所在地
・登記者
・代表者
(4) 有効な住所（提出者が法人である場合は、商号に限る。）
(5) 登記の事務所を行なう部門の責任の管理者の氏名
・登記者
・代表者
を変更するので、特許局へタクシード消費性別判定範囲の規定に
に基づき、届け出ます。

記
1. 变更事項
提出者番号　　変更前　　変更後　　変更予定期日　　備考

（注記12の適合性別登録、(4)の役員文12.01の欄に登記者の管理者に変更がある場合は、変更後の適合性別登録、役員又は責任の管理者の変更を記載した書類を添付してください。）

様式第四十四（第三十八条第一項関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第十四（第三十八条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別判定範囲変更届出書
年 月 日

国土交通大臣 総務省
提出者の住所
提出者の氏名又は本名
代表者の氏名

建物のタクシード消費性別判定範囲の規定に
について、各条件において適合する登記事務所の登記に
ついて、申請します。

1. 登録事務所

2. 登録の有効期間 年 月 日

3. 別の登記者を行なう事務所の所在地

4. 適合性別判定登録の名称

5. 役員の氏名（提出者が法人である場合は、商号に限る。）

6. 別の登記者を行なう事務所の登記の管理者の氏名

7. 別の登記者を行なう区域

（注記）
1. 特許局が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 第24条各行に属する書類を添付してください。

様式第四十五（第三十九条関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第十五（第三十九条関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別判定範囲変更届出書
年 月 日

国土交通大臣 総務省
提出者の住所
提出者の氏名又は本名
代表者の氏名

建物のタクシード消費性別判定範囲の規定に
より登録を出す。

申請の原因	
被承継者は 開拓する事項	
提出者番号　　登記の年月日　　登記事務所	
提出者番号　　登記の年月日　　登記事務所	
提出者番号　　登記の年月日　　登記事務所	

様式第四十六（第三十九条第一号関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第十六（第三十九条第一号関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別判定範囲変更届出書
年 月 日

国土交通大臣 総務省
提出者の住所
提出者の氏名又は本名
代表者の氏名

建物のタクシード消費性別判定範囲の規定に
より登録を出す。

（注記）
1. 特許局が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 登録の年月日

3. 調査しの年月日

様式第四十七（第三十九条第二号関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

株式会社トナリ（以下「当社」といいます）（日本本業実務科）	
登録地住所：カネギー貿易有限公司新宿支店事務所認定用印	
月 日	
国土交通省立川 市役所	照明星 長氏
次のより登録建築物ニシルガード消費性利便機関の登記を申請いたしましたことを記載する。	
1. 被登記人(法人名及び住所)	
2. 登記の年月日	
3. 登記番号	
4. 登録建築物ニシルガード消費性利便機関の地位を担保する者として選定された者の氏名及び住所	
5. 相關登記の年月日	
(注)登記料は、登録建築物ニシルガード消費性利便機関の地位を担保する者として選定された者に徴収されます。	

様式四四十八(第三十二条第三項の規定による登録用紙)	年 月 日
被監査者名又は登録用紙に記載するべき登録事項	
國土交通省大臣 被監査者名又は登録用紙に記載するべき登録事項 あつてはその代理者の氏名	
住所 被監査者名又は登録用紙に記載するべき登録事項 あつてはその代理者の氏名	
住所	
其の上より登録建築物名又は登録用紙に記載するべき登録事項について説明いたしましたことを記入	
1. 被監査者の氏名及び住所	
2. 登録用紙の月日	
3. 登録番号	
4. 登録建築物名又は登録用紙に記載するべき登録事項の地図を添付した者の氏名及び住所	
5. 相關機関の月日	
(署名欄)登録用紙(アドミット)アドミット	

株式会社四十人 (第二十一名至三十名) (日本全国販賣網)	年 月 日
翌年定期会員登録カードへお書き並びて戻送下さい	
団士交渉大會	
被承認者 お名前はお書き下さい あつては二行で記入の例	
仕合	
承認者 お名前はお書き下さい あつては二行で記入の例	
仕合	
氏のよりうりについて世健銀通商ニシルマニ消能性判定機関の事務の全部の業務が あつたことを記入して下さい。	
登録の年月日	
2. 登録番号	

様式第五十(第四十五条第十項関係)(日本商事規格ル46号)
 簿記適合性検定実習修了証明書
 年月日

氏名
 生年月日

この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第60条第1号の簿記適合性検定実習修了した者であることを認証する。
 修了証明書の番号

業規格 A 列 4 番) 様式第四十九(第三十九条第五号関係) (日本産)

株式会社四十人 (第二十一名至三十名) (日本全国販賣網)	年 月 日
翌年定期会員登録カードへお書き並びて戻送下さい	
団士交渉大會	
被承認者 <input type="checkbox"/> は被承認者個人に あつては ¹ 2代の被承認者の氏名	
仕合	
被承認者 <input type="checkbox"/> は被承認者法人に あつては ¹ 2代の被承認者の氏名	
仕合	
氏のよりうきにについて世健銀團会員ニルマレ一消能性判定機関の事務の全部の業務が あつたとして此に賛成します。	
申告の年月日	
2. 被承認券	

様式第五十(第四十五条第十項関係)(日本商事規格ル46号)
 簿記適合性検定実習修了証明書
 年月日

氏名
 生年月日

この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第60条第1号の簿記適合性検定実習修了した者であることを認証する。
 修了証明書の番号

規格 A 列 4 番) 様式第五十(第四十五条第十号関係) (日本産業

株式第五十一（第五十七条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

様式第五十二（第五十七条第二項関係）（日本産業規格A列4番）
 地上交通大臣 構造規格規程提出書
 年 月 日
 訂正者 構造規格規程提出書
 代表者の氏名
 判定基準規程を定めたので、被審査のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条
 第1項の規定に従い、別添のとおり施行します。
 (注)提出に際する判定基準規程を記入してください。

株式第五十二（第五十七条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

様式第五十三（第六十三条関係）（日本産業規格A列4番）
 地上交通大臣 構造規格規程提出書
 年 月 日
 訂正者 構造規格規程提出書
 代代表者の氏名
 判定基準規程を変更したので、被審査のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条
 第1項の規定に基づき、別添のとおり施行します。
 1. 変更の内容
 2. 変更の理由
 (注)変更前及び変更後の構造規格規程の比較表を記入してください。

株式第五十四（第六十三条関係）（日本産業規格A列4番）削除

様式第五十五（第六十五条関係）（日本産業規格A列4番）
 地上交通大臣 構造規格規程提出書
 年 月 日
 訂正者 構造規格規程提出書
 代代表者の氏名
 被審査のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第1項に規定する基準を受け
 たもので、同条の規定に基づき、申請します。
 1. 判定基準規程
 2. 判定基準規程の変更
 3. 被審査のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第1項に規定する基準を受け
 たもので、同条の規定に基づき、申請します。
 4. 判定基準規程の開示
 (注)
 1. 申請者が法人である場合は、代代表者の氏名も併せて記載してください。
 2. 席の各条に施せる書類を記入してください。

株式第五十五（第六十五条関係）（日本産業規格A列4番）

株式第五十六（第六十八条関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物名・略称・消費性評価機関登録更新提出書
年 月 日

国土交通大臣 構
提出者の住所
提出者氏名又は名称
代表者の氏名

下記のとおり、
(1) 本名又は商号及び登記官に法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 事務の委託を行ふ事務所の所在地
(3) 代表者の氏名
(4) 有効な住所（提出者が法人である場合は、登記上の住所）
(5) 事務の委託を行ふ部門の専門の管理者の氏名
を変更する場合、建物のリスク等による消費性評価機関登録更新提出書において
適用する法規に各項目の規定に基づき、記入せよ。

1. 登記事項				
2. 登記事項				
3. 登記事項				

上記登記事項、(1)の登記に(2)の登記の登記者と同一である場合は、変更後の評価
員、(3)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
(4)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
(5)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
記入せよ。

株式第五十七（第六十九条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物名・略称・消費性評価機関登録更新提出書
年 月 日

国土交通大臣 構
提出者の住所
提出者氏名又は名称
代表者の氏名

建物のリスク等による消費性評価機関登録更新提出書において適用する法規に各項目の規定に基づき、記入せよ。
同規則の各項目に記載する登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
(1)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
(2)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
(3)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
(4)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
(5)の登記の登記者と同一である場合は、登記上の登記者と同一である場合は、
記入せよ。

1. 登記事項

2. 登記事項の範囲
年 月 日

3. 登記事項の範囲
年 月 日

4. 評価員の氏名

5. 評価員の氏名
年 月 日

6. 評価員の氏名
年 月 日

7. 評価員の氏名
年 月 日

(注)
1. 有効な法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 有効な法人に施する書類に記入せよ。

株式第五十八（第七十条関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物名・略称・消費性評価機関登録更新提出書
年 月 日

国土交通大臣 構
提出者の住所
提出者氏名又は名称
代表者の氏名

建物のリスク等による消費性評価機関登録更新提出書において適用する法規に各項目の規定に基づき、記入せよ。

本店の登記				
被承継者は 開する事項				
店舗の登記				
被承継者は 開する事項				
支店の登記				
被承継者は 開する事項				

株式第五十九（第七十条第一号関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物名・略称・消費性評価機関登録更新提出書
年 月 日

国土交通大臣 構
譲り受けた者 氏名又は本名及び登記に
あつてはその代表者の氏名

住所

譲り受けた者 氏名又は本名及び登記に
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建物名・略称・消費性評価機関登録の事業の全部の譲渡しにありました
ことを前記します。

1. 登記事項

2. 登記事項

3. 譲渡しの年月日

株式第六十（第七十条第二号関係）（日本産業規格A列4番）

株式第六十(第七十条第二号関係)(日本産業規格A列4番)
登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開事業者認証明書
国土交通大臣 岩瀬 年 月 日
認明者 氏名 住所
次のとおり登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開について相談がありましたことを報
明します。
1. 認明人の氏名及び住所
2. 登録の年月日
3. 登録番号
4. 登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開の地位を承認する者として選定された者の氏名
及び住所
5. 相談開始の年月日
(注)認明者は、登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開の地位を承認する者として選定
された者以外の代理人を含む氏名を記載してください。

株式第六十一（第七十条第三号関係）（日本産業規格A列4番）

株式第六十一(第七十条第三号関係)(日本産業規格A列4番)
登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開事業者認証明書
国土交通大臣 岩瀬 年 月 日
認明者 氏名 住所
あくまで本件取扱い人として
おこなうべき代理者の氏名
姓
氏名
登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開の地位を承認した者の氏名及び住所
1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開の地位を承認した者の氏名及び住所
4. 登録開始の年月日
(注)認明者は、2人以上としてください。

株式第六十二（第七十条第五号関係）（日本産業規格A列4番）

株式第六十二(第七十条第五号関係)(日本産業規格A列4番)
登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開事業者認証明書
国土交通大臣 岩瀬 年 月 日
認明者 氏名 住所
あくまで本件取扱い人として
おこなうべき代理者の氏名
姓
氏名
登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開の事場の全部の承認が
あきましたことを報告します。
1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 事場の年月日
(注)認明者は、2人以上としてください。

株式第六十三（第七十二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

株式第六十三(第七十二条第一項関係)(日本産業規格A列4番)
登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開事業者認証明書
国土交通大臣 岩瀬 年 月 日
認明者 氏名 住所
岩瀬の氏名又は本名
姓
氏名
登録建築物ニカルギー消費性別評価指標開の事場の全部に
適用する法律の規定を定めたので、建築物ニカルギー消費性別評価指標開の内上に定める法律の各
項目に於て読み取れて適用する法律の各項目の規定に基づき、認明のとおり取
得されます。
(注)認明者に於ける評価指標開情報を記載してください。

